

令和 8 年度堺観光ツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、堺観光ツアー助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第 2 条 観光のため堺市内を周遊するツアーに対し、交通機関にかかる経費の一部の助成を行うことにより、堺市への誘客及び市内周遊、食事や宿泊等の促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第 3 条 次条の交付要件を満たす堺市内への送客を実施する旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で交通費の一部を助成する。

(交付要件)

第 4 条 助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げる第 1 号から第 1 0 号までの要件を満たすものとする。

- (1) 募集型又は受注型企画旅行及び手配旅行（以下「団体旅行」という。）であること。
- (2) ツアー 1 件あたり 1 0 名以上の団体（乗務員・添乗員及び堺市内発着の団体等は除く）であること。
- (3) ツアーの催行期間が令和 9 年 3 月 3 1 日までに完了すること。
- (4) 利用交通機関は、一般貸切旅客自動車運送事業の貸切バス、一般乗用旅客自動車運送事業の貸切タクシー、電車、船であること（レンタカーは除く）。
- (5) 堺市内の有料観光施設及び本協会会員の堺市内土産店各 1 か所以上を含む堺市内観光施設 3 か所以上を利用する周遊ツアーであること。
- (6) 重点エリアの観光施設に 1 か所以上立ち寄ること。
- (7) 公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下「本協会」という。）会員の堺市内店舗等で 1 人当たり 1, 0 0 0 円（税込）以上の昼食等をとること。
- (8) 船の場合は、第 5 号から第 7 号までの要件を必要とせず、堺市内の栈橋利用及び市内宿泊を要件とすること。
- (9) 当協会指定の申請事業者アンケートを提出すること。
- (1 0) 宗教活動、政治活動を目的としたものではないこと。また助成対象事業について、既に国又は堺市、他の地方公共団体その他の公的機関から助成金等の交付を受けていないこと。

(交付額及び交付限度額)

第 5 条 ツアー 1 件あたりの上限は下記のとおりとする。

- (1) 助成金の額は予算の範囲内で、ツアー 1 件あたり交通（第 4 条第 4 項に準ずる）費の 1 / 2 とする。ただし、ツアー参加者数に 4, 0 0 0 円を乗じて得た額または 8 0, 0 0 0 円のうち低い方

を上限として交付するものとする。

- (2) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (3) 以下の条件を満たす場合、ツアー1件あたり各項につき20,000円を交付する。
 - ① ガス気球（運休の場合は対象外）
 - ② 堺市内に宿泊（宿泊は本協会会員または堺ホテル協会会員の施設であること。）
ただし、第4条第8項は除く。
 - ③ インバウンド団体
- (4) 先着順の受付とし、予算上限に達し次第、受付を終了する。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を旅行出発日の半年前から10日前までに本協会に提出しなければならない。また電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。なお、助成金の申請書受付通知は、提出された堺観光ツアー助成金交付申請書に受付印を押印したものを送付することにより行うものとする。

- ① 堺観光ツアー助成金交付申請書（様式1）
- ② 助成条件がわかる旅行行程表
- ③ その他本協会が必要と認める書類

（事業の廃止・交付申請取り下げの決定）

第7条 助成金の申請書受付通知を受けた申請者は、対象事業を廃止する場合や、交付申請を取り下げる場合、速やかに第6条の受付印を押印された堺観光ツアー助成金交付申請書に廃止・交付申請取り下げの旨を記載し提出しなければならない。

（実施報告及び助成金の請求）

第8条 申請者は、次に掲げる書類を旅行の最終日から起算して30日以内に本協会に提出すること。
なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したとみなすことがある。

- ① 実施報告書兼請求書（様式2）
- ② 最終行程表（設定日により内容が異なる場合はそれぞれ必要）
- ③ 交通機関の支払いを証明するもの（請求書又は領収書等の写し）
但し、各設定日ごとの内訳がわかるもの。必要に応じて、貸切バス運送引受書の写し、乗車・乗船券の写し等を提出すること
- ④ 食事、宿泊人数と料金を証明するもの（請求書又は領収書等の写し）。
但し、各設定日ごとの内訳がわかるもの
- ⑤ 有料観光施設利用人数と料金が分かる領収書等の写し
但し、各設定日ごとの内訳がわかるもの。無料観光施設及び土産店の利用については最終行程表への記載をもって証明書とする
- ⑥ 申請事業者アンケート用紙（各設定日毎1枚に集約する事）
- ⑦ その他本協会が必要と認める書類

(助成金の交付)

第 9 条 本協会は、前条の実施報告書兼請求書が適当と認められたときは、「堺観光ツアー助成金額決定通知書（様式 3）」を送付し、助成金の額を確定、助成金を交付する。

(交付の取消)

第 10 条 本協会は助成金の交付決定後若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(報告、検査及び指示)

第 11 条 本協会は、助成事業を適正に実施させるため必要があると認めるときは、申請者に対し必要な報告を求め、又は職員に命じて書類若しくは助成事業の遂行状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、本協会が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 3 日から施行する。